

公益財団法人 檜山奨学財団

平成29年度大学院奨学生(外国人留学生)募集要項

1. 趣 旨

この奨学金は、我が国の大学に海外諸国から来日している私費留学生のうち、学業、人物とも優秀で且つ健康でありながら、学費の支弁が困難と認められる者に対して奨学援助を行うことにより、国際間の相互協力と理解を増大しうる人材を育成することを目的とするものです。

2. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア・太平洋地域諸国から日本に修学または研究のため来日し、大学院に在学する私費留学生。
- (2) 大学院課程在籍者（修士課程1年次または博士課程1、2年次）
- (3) 原則として応募日現在修士課程は満30歳未満、博士課程は35歳未満の者。
- (4) 他の機関から奨学金を受けていない者。
- (5) 国際的立場から理解と親善に関心を持ち貢献しうる者。

3. 奨学生の採用人員

大学院生 7名以内

4. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与月額 120,000円
- (2) 給与期間 原則として2年以内とする。
- (3) 交付方法 隔月の例会（学業や生活状況の報告）で2ヶ月分を合わせ手交する。
初回奨学金のみ7月に4ヶ月分（4.5.6.7月）を合わせ手交する。

5. 応募方法

応募者は次の書類を作成し、在学する大学を経て提出すること。

- ①推薦調書（親展書による）※
- ②奨学生願書 ※
- ③履歴書（写真貼付）※
- ④身上調書 ※ ⑤研究計画書 ※
- ⑥成績証明書（前年度分が母国の証明書の場合は、それぞれの学科成績の隣または別紙にABCあるいは優良可といった解説（コメント）を付ける）
- ⑦在学証明書
- ⑧写真（縦4.5cm×横3.5cm 履歴書貼付の外1枚）

（※印は財団所定用紙）

6. 提出期限

平成29年4月27日(木) (財団必着)

7. 面接日

平成29年5月20日(土)

8. 決定及び通知

選考委員会で面接・選考し理事長が決定する。

採否結果は書面により6月初旬に在学学長を経て本人に通知する。

9. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業または生活行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (3) 傷痍、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 2ヶ月以上音信がないとき。

10. 奨学生の義務

- (1) 奨学金は給与ですから返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に、報告書・成績証明書等を理事長あて提出しなければならない。
- (3) 学業に励み、健康に注意して奨学生に相応しい態度と行動を取らなければならない。
- (4) 本財団の奨学金給与規程その他の規定を守り、本財団および大学の指示に従い必要な手続きを怠りなくしなければならない。
- (5) 採用となった奨学生は、東京で行われる「新入生歓迎イベント」には必ず出席しなければならない。【今年度6月25日(日)開催】
- (6) 奨学生は、本財団が主催する留学生会合や奨学生全国会合等の行事には出席しなければならない。

11. 提出及び問い合わせ先

〒103-8239 東京都中央区日本橋三丁目10番5号

ワードパークビルディング

公益財団法人 樫山奨学財団 事務局

TEL 03-4512-1062 (ダイヤル)

FAX 03-4512-1063

公益財団法人 樫山奨学財団奨学金給与規程

第1章 総 則

(奨学生の資格)

第 1 条 本会の奨学生となるものは、大学に在学する者（国費及び政府派遣の外国人留学生をのぞく）又は大学院に在学する私費外国人留学生で学業、人物とも優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。ただし、大学院に在学する私費外国人留学生については他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給与を受けていない者。

(奨学生の種類)

第 2 条 奨学生の種類は、大学奨学生及び大学院奨学生とする。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学生に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

奨学生の種類	給与月額
大学奨学生	40,000円
大学院奨学生	120,000円

2. 他の育英奨学事業を行う財団等から奨学金の給与を受ける大学奨学生に対しては、前項の奨学金の額を減額して給与することができる。

(奨学金の給与期間)

第 4 条 前条の奨学金を給与する期間は、正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、大学院奨学生に対しては2カ年を限度とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第 5 条 奨学生志望者は、本会あての奨学請願書に、在学学校長の推薦書及び在学証明者を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

- 第 6 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。
2. 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

- 第 7 条 奨学金は、毎月分一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上を合わせて交付することができる。
2. 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

- 第 8 条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

- 第 9 条 奨学生は、毎年度末、学業成績、学生生活及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

- 第 10 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、保証人が届け出るものとする。
- (1) 休学・転学または退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 停学・その他の処分を受けたとき。
- (3) 氏名・住所・その他重要な事項に変更のあったとき。

(奨学金の休止及び停止)

- 第 11 条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。
2. 奨学生の学業又は品行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

- 第 12 条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が

止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第 13 条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他、第 2 条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金の辞退)

第 14 条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第 3 章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第 15 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第 4 章 補 則

(実施細目)

第 16 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。